

## 資源管理協定の中間時検証について

作成年月日：令和7年10月17日

作成者：全国さんま棒受網漁業協同組合

## &lt;基本情報&gt;

協定の情報	協定の名称	さんまに関する北太平洋さんま漁業の資源管理協定		
	対象の水域	北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域		
	対象の資源	さんま（資源管理基本方針別紙2-4）		
	対象の漁業	北太平洋さんま漁業		
	協定の有効期間	令和5年5月1日から令和10年4月30日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考	
	令和7年度	令和10年度(予定)		

## &lt;取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）&gt;

対象の資源名	さんま（資源管理基本方針別紙2-4）																																						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年度)	対象資源の令和5年度総漁獲量24,464トンに対し、協定参加者による漁獲量（8月から12月までのIQ管理分も含む）は24,423トンであり、約99.8%を占める。																																						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	北太平洋漁業委員会（以下「NPFC」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。																																					
	協定の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分（以下「総量管理区分」という。））に配分された大臣管理漁獲可能量に対し、参加者によるさんまの漁獲量の合計が、大臣管理漁獲可能量の80%に達した時点以降、操業を行う漁船は全参加者の代理権を有する者に操業日の翌日までに当該操業日の漁獲量を報告する。全参加者の代理権を有する者は、当該報告を集計し、参加者によるさんまの漁獲量の合計が大臣管理漁獲可能量の90%に達した時点で、参加者に操業の取り止めを通知し、参加者は当該通知を受けた日から管理期間の終了日まで操業を行わないものとする。</li> <li>産卵期における1月1日から4月30日までの期間、操業を行わないものとする。</li> <li>小型魚保護のため、東経170度以東において6月1日から7月31日までの期間、操業を行わないものとする。（令和5年からNPFCにおいて同様の管理措置が導入されている。）</li> </ul>																																					
	その他の管理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月1日から12月末日まではIQ管理を実施しており、周年にわたって数量管理を行っている。</li> <li>操業期間及び水域については、上記協定の取組のほか、以下の規制がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日から6月30日まで及び12月28日から31日までの間：NPFC管理措置を踏まえ、漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第4第2号の規定により、公海における操業が禁止されている。</li> <li>5月1日から7月31日までの間：許可の条件により、「公海及び日ロ地先沖合協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域（以下「ロシア水域」という。）」以外で操業してはならない。</li> </ul> </li> </ul> <p>このため、協定取組期間において操業が可能であるのは、5～7月のロシア水域と、7月の公海海域（※）であり、この期間についてはそれぞれの海域における操業を自粛している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本EEZ</td> <td colspan="4">協定の取組により操業自粛</td> <td colspan="3">公的規制により操業禁止</td> </tr> <tr> <td>ロシア水域</td> <td colspan="4">協定の取組により操業自粛</td> <td colspan="3">規制なし</td> </tr> <tr> <td>公海</td> <td colspan="6">公的規制により操業禁止</td> <td>規制なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東経170度以東の海域は操業禁止（協定の取組、NPFC管理措置）</p>							1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	日本EEZ	協定の取組により操業自粛				公的規制により操業禁止			ロシア水域	協定の取組により操業自粛				規制なし			公海	公的規制により操業禁止						規制なし
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月																															
	日本EEZ	協定の取組により操業自粛				公的規制により操業禁止																																	
ロシア水域	協定の取組により操業自粛				規制なし																																		
公海	公的規制により操業禁止						規制なし																																
履行の状況	単位	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	令和9年(2027年)	備考																																
○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>「取組内容」欄には、令和5～7管理年度さんま北太平洋さんま漁業（総量管理区分）の配分数量（IQ管理区分への振替前）を記載。</li> <li>なお、令和5年から令和7年において、協定取組期間中（1月1日～7月末日まで）の出漁船はなく、漁獲はなかった。</li> </ul>																																
	参加隻数	隻	141	127	122																																		
	取組内容	トン	10,080	9,460	8,160																																		
	取組実績	トン	0（出漁なし）	0（出漁なし）	0（出漁なし）																																		
資源状況	直近3年の資源状態(NPFC サンマ小科学委員会における評価)																																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年～2024年の平均資源量は、MSY水準を下回る。</li> <li>2021年～2023年の平均漁獲割合（漁獲の強さ）は、MSY水準を上回る（近年の漁獲割合は減少傾向を示し、MSY水準の101%であった）</li> <li>資源量は近年依然として低水準であるが、2022～2024年で若干増加した可能性。その増加は、2020年以降の漁獲割合の削減や環境変動による可能性。</li> </ul>																																						
取組の評価	<input checked="" type="checkbox"/> 取組の効果が継続する ・ 効果はあつたが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）																																						
評価内容	NPFCにおけるサンマの漁獲努力量の削減措置として、公海及び分布域全体の漁獲可能量の上限が設定され、各国の漁獲量も制限されている。我が国においても、当該国際取決めに基つき大臣管理漁獲可能量が設定されており、協定の取組等により1～7月の総量管理が適切に順守され、また、8～12月はIQ管理により適切に管理されている。尚、取組実績として出漁していないのは、協定の取組及びNPFC管理措置を踏まえて、1～6月には操業していないことに加え、7月の公海漁場が近年、極端に遠方化している等のためである。このため、「取組の効果が継続する」と評価した。																																						
取組の改良点等	特になし																																						

## &lt;資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等&gt;

判定	取組の効果が <del>あり</del> 継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	同上

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

## &lt;資源管理協議会等による検証を受けての対応&gt;

記載年月日： 年 月 日

対応	-
----	---

**資源管理協定の中間時検証結果**

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日：2025年11月17日

判定	「取組の効果が <del>あり</del> 継続する」
検証内容	協定が対象とする資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう管理が行われており、取組の効果が <del>あり</del> と認められることから、協定として「取組の効果が <del>あり</del> 継続する」と判定する。